

大和市教育委員会 6 月定例会

日 時 平成 29 年 6 月 29 日
午前 10 時 00 分
場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 24 号) 大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例
について (諮問)

日程第 2 (議案第 25 号) 大和市立図書館条例の一部を改正する条例について
(諮問)

日程第 3 (議案第 26 号) 平成 30 年度使用小学校教科用図書の採択について

日程第 4 (議案第 27 号) 学校教育法附則第 9 条による平成 30 年度小学校特別
支援学級使用教科用図書の採択について

日程第 5 (議案第 28 号) 平成 30 年度使用中学校教科用図書の採択について

日程第 6 (議案第 29 号) 大和市個人情報保護条例に規定する意見聴取について
(諮問)

日程第 7 (議案第 30 号) 大和市個人情報保護条例に規定する意見聴取について
(諮問)

日程第 8 (議案第 31 号) 大和市指定重要有形民俗文化財の指定について (諮問)

日程第 9 (議案第 32 号) 平成 29 年度大和市奨学生の選考について (諮問)

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 24 号

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について（諮問）

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定にかかわる大和市社会教育委員会議への諮問について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 6 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成29年6月 日

大和市社会教育委員会議 議長 殿

大和市教育委員会
教育長 柿本 隆夫

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について（諮問）

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、貴会議の意見を求めます。

（改正理由）

大和市中心部林間学習センターを設置し、生涯学習センターの管理を指定管理者に行わせる必要により、所要の改正を行うものです。

大和市生涯学習センター条例の一部改正について（補足資料）

1. 背景

- ・本市では、中央林間地区街づくりビジョン及び旧市営緑野住宅跡地施設整備基本計画（以下「整備計画」という。）により、中央林間地区への子どものプレイルームや体育施設を備えた学習センターの整備に加え、その施設の管理運営の基本的な考え方等を明らかにしてきました。
- ・また、文化創造拠点シリウスに大和市生涯学習センターを移転開館し、指定管理者による運営となって以降、市民ニーズにあった講座等も開催され、定員が満員となるほどの評判の良いものもあり、民間のノウハウが活かされ、多くの方に利用いただくなど、良好に運営されています。

2. 基本的な考え方

- ・（仮称）中央林間学習センターとしての施設は整備計画においても指定管理者制度を活用する考えが示されており、開館当初から指定管理者による運営としていくとともに、他の学習センターの管理運営についても、職員の人的配置状況等を踏まえ、指定管理者制度を導入してまいります。
- ・大和市の学習センターは、大和市生涯学習センターを基軸とした中央館方式をとっていることから、各地域への均一な生涯学習サービスの提供や効率的な施設運営等の観点から、生涯学習センター全館の一体的な管理運営を行う必要があるため、平成31年度当初からは、全学習センターに指定管理者制度を導入します。
- ・なお、学習センターは、現在、市内5か所に配置しており、（仮称）中央林間学習センターは、林間学習センターが受け持つエリアの至近（林間学習センターから直線距離で約350m）に設置することとしていることから、学習センターの配置バランスを踏まえ、林間学習センターの役割を（仮称）中央林間学習センターが引き継ぐことを前提として、林間学習センターを廃止します。

3. 条例改正案の主な内容

(1) 新しい学習センターの名称及び位置

名称：（仮称）中央林間学習センター

位置：大和市中央林間一丁目3番1号

(2) 学習センターの廃止

上記の基本的な考え方により、林間学習センターを廃止します。

(3) 指定管理者による管理

学習センターの指定管理の手続きに関わる事項については、学習センターの一体的な管理運営のため、「大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（以下「手続き条例」という。）」を一部改正し、現在実施している大和市生涯学習センターの指定管理期間が終了する平成32年度までは、同じ指定管理者を選定していくこととします。

【指定管理者導入スケジュール】

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度～
生涯学習センター (シリウス)	指定管理（現指定管理者）				指定 管理
林間学習センター	直 営	廃止			
(仮称)中央林間 学習センター		指定管理（現指定管理者）			
つきみ野、桜丘、 渋谷学習センター	直 営		指定管理（現指定管理者）		

(4) 休館日及び開館時間

- ・各学習センターの休館日は、市民サービスの向上の観点から、各学習センターの指定管理者制度導入時において、大和市生涯学習センターと同じく1月1日～3日、12月29日～31日を休館日としていきます。
- ・なお、渋谷学習センターは、月1回貸しビルの点検に合わせて休館日を設定していることから変更はありません。
- ・また、開館時間（利用時間）は、午前9時から午後9時30分までとします（全学習センター共通）。

(5) 利用料金

①利用料金設定の考え方

- ・「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」の考え方に照らし、年間の管理運営費から算出した1日の必要収入額に、直近に開館した生涯学習センターの受益者負担率や利用料金を考慮して、(仮称)中央林間学習センターの諸室等の利用料金の上限額を定めました。
- ・適正化方針で基本としている負担率は25%としておりますが、シリウス内の生涯学習センターの利用料金の算定にあたっては、多様化する市民ニーズに応える新たな複合施設であることや駅からのアクセスも至便であることから、負担率を引き上げて負担率35%を基本として算定しております。

- ・今回の（仮称）中央林間学習センターにおいても、中央林間駅から至近であることやこどものプレイルームや体育施設などを備えた複合的な機能を備えた新しいタイプの学習センターであるため、生涯学習センターが採用している負担率を基本として利用料金を設定いたしました。
- ・また、（仮称）中央林間学習センターの駐輪場については、シリウスの利用料金と同額にいたします。
- ・なお、つきみ野学習センター、桜丘学習センター、渋谷学習センター（以下「3館」という。）の利用料金については、現使用料を利用料金の上限額とします。
- ・附属設備や備品については、指定管理者制度の導入にあたり調達するものであることから附属設備及び備品の利用料金の上限を新たに定めます。

【受益者負担率から算出した1日の必要収入額及び使用時間区分あたりの負担額】

会議室	対象経費	受益者負担率	稼働日数	1日の必要収入額	使用時間区分（2時間毎）あたりの負担額		
会議室 1	5,779,332	35%	359日	5,634	939	1,000	
会議室 2	9,704,916	35%	359日	9,462	1,577	1,600	
会議室 3	7,960,212	35%	359日	7,761	1,293	1,300	
会議室 4	5,125,068	35%	359日	4,997	833	900	
会議室 5	5,888,376	35%	359日	5,741	957	1,000	
多目的室	会議室 6	8,832,564	35%	359日	8,611	1,435	1,500
	会議室 7	11,122,488	35%	359日	10,844	1,807	1,900
	会議室 8	8,723,520	35%	359日	8,505	1,417	1,500
アリーナ	全面	21,922,388	35%	359日	21,373	3,562	3,600
	1/2						上記の半額
	個人 大人					223	250
	個人 小人					56	100
駐輪場	2,630,687	35%	359日	2,565	32	100	
対象経費合計		87,689,550					

※対象経費：施設管理費（光熱水費を含む）・・・約 42,306 千円

：学習センター運営費用（講座等を含む）・・・約 45,384 千円

※稼働日数：年末年始（6日）を除いた日数

※アリーナの個人利用については、9:00～12:00 午前の部、12:00～15:00 午後の部(1)、15:00～18:00 午後の部(2)、18:00～21:00 夜間の部の4区分とします。

（小人は小学生及び中学生を対象）

②施設利用料金（（仮称）中央林間学習センター）

【会議室等】

会議室		面積	定員	利用料金の上限額 (2時間毎)
会議室 1		53㎡	49	1,000円
会議室 2		89㎡	73	1,600円
会議室 3		73㎡	49	1,300円
会議室 4		47㎡	31	900円
会議室 5		54㎡	31	1,000円
多目的室	会議室 6	81㎡	49	1,500円
	会議室 7	102㎡	73	1,900円
	会議室 8	80㎡	49	1,500円
アリーナ	全面	1,245㎡		3,600円
	1/2			上記の半額
	個人 大人			250円
	個人 小人			100円

※アリーナの個人利用は3時間毎の金額

③その他の利用料金（全学習センター共通）

【附属設備及び備品】

種別	想定される備品等	単位	利用料金の上限
貸出設備、備品等	プロジェクター 個人用ロッカー	1区画又は 各品目の単位	1回につき 500円

【駐輪場】（（仮称）中央林間学習センター）

種別	金額	1日1回の上限
自転車	360分までごとに100円	200円

(6) 駐輪場の入出場可能時間

（仮称）中央林間学習センターに整備する駐輪場（約80台）に自転車を入場または出場させることのできる時間は、施設の開館時間（午前9時から午後9時30分まで）を考慮し、午前8時15分から午後9時45分までとします。

4. 条例施行日等

生涯学習センター条例及び関連する各条例の施行日は、各手続きに応じて、以下のとおりとします。

- ・平成29年10月1日施行
 - (内容) 指定管理に関わる事項の規定
 - (条例) 生涯学習センター条例(新旧対照表①)、手続き条例(新旧対照表⑦)
- ・同日
 - (内容) 手続き条例の条例名称及び条文を引用している以下の3条例の改正
 - (条例) 大和市芸術文化ホール条例
大和市屋内こども広場条例
大和市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- ・平成30年8月1日施行
 - (内容) 林間学習センターの廃止及び(仮称)中央林間学習センターの設置
(仮称)中央林間学習センターの設置及び指定管理者による管理運営の開始
 - (条例) 生涯学習センター条例(新旧対照表②)
- ・平成31年4月1日施行
 - (内容) つきみ野、桜丘、渋谷学習センターの3館における指定管理者による管理運営の開始に伴う規定
 - (条例) 生涯学習センター条例(新旧対照表③)

5. 規則について

利用等にあたっての一部の詳細事項については、規則で規定します。

議案第 25 号

大和市立図書館条例の一部を改正する条例について（諮問）

大和市立図書館条例の一部を改正する条例の制定にかかわる大和市社会教育委員会議への諮問について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 6 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成29年6月 日

大和市社会教育委員会議 議長 殿

大和市教育委員会
教育長 柿本 隆夫

大和市立図書館条例の一部を改正する条例について（諮問）

大和市立図書館条例の一部を改正する条例について、貴会議の意見を求めます。

（改正理由）

大和市立中央林間図書館及び大和市立渋谷図書館を設置したい必要により、所要の改正を行うものです。

○大和市立図書館条例の一部改正について（補足資料）

1. 条例改正の背景

- 本市では、中央林間地区街づくりビジョン（平成27年10月策定）及び公共施設整備基本計画（平成28年4月策定。以下「整備計画」という。）により、駅周辺における民間施設（＝東急中央林間ビル）を活用した図書館の整備や施設の管理運営の基本的な考え方を明らかにしてきました。

中央林間地区街づくりビジョン

3-2. まちづくりの整備方針

【基本方針1】 駅を中心とした便利で安全なまち

個別方針2 駅を中心とした都市機能の整備

駅周辺では、気軽に利用できる図書館、市民交流施設などの居場所づくりや子育て支援施設などの整備を進めるとともに、行政窓口の充実を図ります。これらの施設整備は、民間事業者が保有する駅周辺施設の活用も視野に入れて検討を行います。

また、長期的な視点では、施設の建替えに合わせた都市機能の更新や拡充についても検討を進めます。

4-2. 駅周辺の民間施設を活用した公共施設の整備イメージ

図書館や市民交流施設、子育て支援施設と行政窓口の機能の充実を図るため、駅周辺の民間施設の改修にあわせ、整備を進めます。

公共施設整備基本計画 ～東急中央林間ビル3階内～

II 管理運営基本計画

2. 運営体制方針

(1) 運営体制の方針

① 市内同分野の公共施設等と連携した管理運営を行う

誰にとってもわかりやすく利用しやすい施設運営を目指すため、市内同分野の公共施設との連携を図るとともに、同じビル内で運営する商業施設等の開業時間に合わせるなど、ビル全体での統一的な運営を行います。

② 民間活力を積極的に活用する

多様なニーズに応えながら、コストバランスを重視した効率的な運営を行うため、専門性や独創性、柔軟性など、民間の持つノウハウを重視します。

- また、文化創造拠点シリウスに大和市立図書館（以下「市立図書館」という。）を移転開館し、指定管理者による運営となって以降、開館135日で来館者数100万人を達成するほど多くの方に利用いただくなど、良好に運営されています。

指定管理者：やまとみらい

構成企業：(株)図書館流通センター…代表企業、主に図書館

サントリーパブリシティサービス(株)…主に芸術文化ホール及び広報

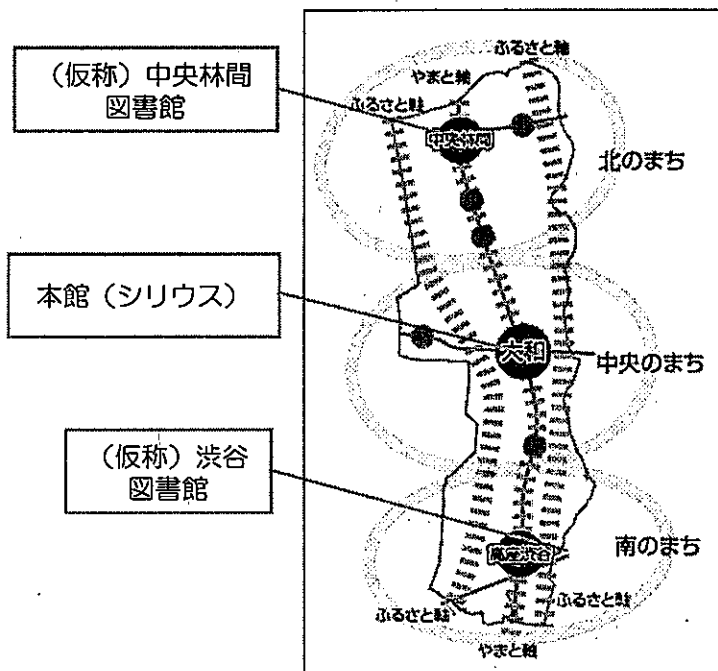
(株)小学館集英社プロダクション…主に生涯学習センター

(株)明日香、(株)ポーネランド…主に屋内こども広場

横浜ビルシステム(株)…主にビル管理

<図書館配置図>

- ・図書館施策のさらなる推進に向けた拠点として、北のまちの(仮称)大和市立中央林間図書館(以下「(仮称)中央林間図書館」という。)、に加えて、南のまちについても渋谷学習センター図書室を(仮称)大和市立渋谷図書館(以下「(仮称)渋谷図書館」という。)とし、充実を図る必要があります。



2. 基本的な考え方

- ・(仮称)中央林間図書館及び(仮称)渋谷図書館は、市立図書館の分館機能を擁するものであることから、本館となる市立図書館との一体的な管理運営が必要となります。
- ・(仮称)中央林間図書館は、整備計画においても指定管理者制度を活用する考えが示されており、開館当初から指定管理者による運営としていきます。
- ・(仮称)渋谷図書館については、同一ビルの同一フロアで管理運営している渋谷学習センターにおいて平成31年度に予定している指定管理者制度導入に併せて、指定管理者による運営を開始します。

<管理運営体制>

	H29	H30	H31	H32	H33
(仮称)中央林間図書館		指定管理(現指定管理者)			
(仮称)渋谷図書館	直営(三部委調)		指定管理(現指定管理者)		指定管理
渋谷学習センター	直営		指定管理(現指定管理者)		

3. 条例の主な改正内容

- ・図書館施策の充実に向け、次のとおり条例改正を行います。

(1) 新しい図書館の名称及び位置

- ①名称：(仮称) 大和市立中央林間図書館

位置：大和市中央林間四丁目12番1号（東急中央林間ビル3階）

- ②名称：(仮称) 大和市立渋谷図書館

位置：大和市福田2021番地2（IKOZA3階、現渋谷学習センター図書室）

(2) 指定管理者による管理

- ・中央林間及び渋谷の両図書館の指定管理に関わる事項については、市内図書館の一体的な管理運営のため、大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（以下「手続き条例」という。）を一部改正し、現在実施している市立図書館の指定管理期間が終了する平成32年度までは、同じ指定管理者を選定していくこととします。

4. 休館日及び開館時間

- ・(仮称) 中央林間図書館の休館日は、市立図書館の休館日に合わせ、1月1日及び12月31日とします。
- ・また、開館時間については、東急中央林間ビルの営業時間に合わせ、午前10時から午後9時までとします。
- ・(仮称) 渋谷図書館の休館日は、月1回貸しビルの点検に合わせて休館日を設定していることから、従前の渋谷学習センター図書室と同様とします。
毎週最終月曜日（休日にあたる時は、その前の月曜日）
1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで
- ・なお、開館時間についても従前の渋谷学習センター図書室と同様、午前9時から午後9時30分までとします。

5. 条例施行日等

図書館条例及び関連する各条例の施行日は、各手続きに応じて、以下のとおりとします。

- ・平成29年10月1日施行

(内容) 指定管理に関わる事項の規定

(条例) 図書館条例（新旧対照表①）、手続き条例（新旧対照表①）

- ・同日

(内容) 手続き条例の条例名称及び条文を引用している以下の3条例の改正

(条例) 大和市芸術文化ホール条例

大和市屋内こども広場条例

大和市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例

- ・平成30年4月1日施行

(内容) (仮称) 中央林間図書館及び(仮称) 渋谷図書館の設置

(条例) 図書館条例（新旧対照表②）

- ・平成31年4月1日施行

- (内容) (仮称) 渋谷図書館における指定管理者による管理運営の開始に伴う規定

- (条例) 図書館条例 (新旧対照表③)

6. その他

- ・条例の一部改正に合わせ、大和市図書館条例施行規則 (昭和31年教育委員会規則第7号) 及び大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則 (平成26年規則第40号) は、所要の改正を行います。

議案第 26 号

平成 30 年度使用小学校教科用図書採択について

平成 30 年度使用小学校教科用図書採択について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 6 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成30年度使用大和市小学校教科用図書一覧表

種目	発行者の 番号・略 称	使用 学年	教科書の 記号番号	書 名	種目	発行者の 番号・略称	使用 学年	教科書の 記号番号	書 名				
国 語	38 光 村	1	国語139	こくご一上 かざぐるま	理 科	61 啓林館	3	理科336	わくわく理科 3				
			国語140	こくご一下 ともだち				理科337	わくわく理科プラス 3				
		2	国語239	こくご二上 たんぼぼ			4	理科436	わくわく理科 4				
			国語240	こくご二下 赤とんぼ				理科437	わくわく理科プラス 4				
		3	国語339	国語三上 わかば			5	理科536	わくわく理科 5				
			国語340	国語三下 あおぞら				理科537	わくわく理科プラス 5				
		4	国語439	国語四上 かがやき			6	理科636	わくわく理科 6				
			国語440	国語四下 はばたき				理科637	わくわく理科プラス 6				
		5	国語539	国語五 銀河									
		6	国語639	国語六 創造									
		書 写	38 光 村	1			書写135	しよしゃ 一ねん	生 活	11 学 図	1・2	生活135	みんなとまなぶ しょうがっこう せいかつ 上
							書写235	しよしゃ 二年				生活136	みんなとまなぶ しょうがっこう せいかつ 下
3	書写335			書写 三年	音 楽	17 教 出	1	音楽131	小学音楽 おんがくのおくりもの 1				
4	書写435			書写 四年			2	音楽231	小学音楽 音楽のおくりもの 2				
5	書写535			書写 五年			3	音楽331	小学音楽 音楽のおくりもの 3				
6	書写635			書写 六年			4	音楽431	小学音楽 音楽のおくりもの 4				
社 会	17 教 出	3・4	社会333	小学社会 3・4上	5	音楽531	小学音楽 音楽のおくりもの 5						
			社会334	小学社会 3・4下	6	音楽631	小学音楽 音楽のおくりもの 6						
		5	社会533	小学社会 5上	図 画 工 作	9 開隆堂	1・2	図工131	ずがこうさく1・2 上 わくわくするね				
			社会534	小学社会 5下				図工132	ずがこうさく1・2 下 みんなおいでよ				
6	社会633	小学社会 6上	3・4	図工331			図画工作3・4 上 できたらいいな						
	社会634	小学社会 6下		図工332			図画工作3・4 下 思いをこめて						
地 図	2 東 書	4-6	地図431	新編 新しい地図帳	5・6	図工531	図画工作5・6 上 心をつないで						
			図工532	図画工作5・6 下 ゆめを広げて									
算 数	2 東 書	1	算数131	新編 あたらしいさんすう 1上 さんすう だいす	家 庭	2 東 書	5-6	家庭531	新編 新しい家庭 5・6				
			算数132	新編 あたらしいさんすう 1下									
		2	算数231	新編 新しい算数 2上	保 健	2 東 書	3・4	保健331	新編 新しいほけん 3・4				
			算数232	新編 新しい算数 2下									
		3	算数331	新編 新しい算数 3上	5-6	保健531	新編 新しいほけん 5・6						
			算数332	新編 新しい算数 3下									
		4	算数431	新編 新しい算数 4上									
			算数432	新編 新しい算数 4下									
		5	算数531	新編 新しい算数 5上									
			算数532	新編 新しい算数 5下									
		6	算数631	新編 新しい算数 6 数学ヘジャンプ!									

議案第 27 号

学校教育法附則第 9 条による平成 30 年度小学校特別支援学級使用
教科用図書の採択について

学校教育法附則第 9 条による平成 30 年度小学校特別支援学級使用教科用図書
の採択について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 6 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成30年度大和市小学校特別支援学級使用教科用図書一覧表(拡大教科書)

種目	発行者の 番号・略称	使用 学年	教科書の記 号番号	書 名
国語	38 光 村	3	国語339	国語三上 わかば 拡大版
			国語340	国語三下 あおぞら 拡大版
		4	国語439	国語四上 かがやき 拡大版
			国語440	国語四下 はばたき 拡大版
書写	38 光 村	3	書写335	書写 三年 拡大版
		4	書写435	書写 四年 拡大版
社会	17 教 出	3・4	社会333	小学社会 3・4上 拡大版
			社会334	小学社会 3・4下 拡大版
地図	2 東 書	4-6	地図431	新編 新しい地図帳 拡大版
算数	2 東 書	3	算数331	新編 新しい算数 3上 拡大版
			算数332	新編 新しい算数 3下 拡大版
		4	算数431	新編 新しい算数 4上 拡大版
			算数432	新編 新しい算数 4下 拡大版
理科	61 啓林館	3	理科336	わくわく理科 3 拡大版
			理科337	わくわく理科プラス 3 拡大版
		4	理科436	わくわく理科 4 拡大版
			理科437	わくわく理科プラス 4 拡大版
音楽	17 教 出	3	音楽331	小学音楽 音楽のおくりもの 3 拡大版
		4	音楽431	小学音楽 音楽のおくりもの 4 拡大版
図画 工作	9 開隆堂	3・4	図工331	図画工作3・4 上 できたらいいな 拡大版
		3・4	図工332	図画工作3・4 下 思いをこめて 拡大版
保健	2 東 書	3・4	保健331	新編 新しいほけん 3・4 拡大版

議案第 28 号

平成 30 年度使用中学校教科用図書採択について

平成 30 年度使用中学校教科用図書採択について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 6 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成30年度使用大和市中学校教科用図書一覧表

種目	発行者の番号・略称	使用年	教科書の記号番号	書名	種目	発行者の番号・略称	使用年	教科書の記号番号	書名
国語	38 光村	1	国語731	国語 1	音楽	17 教出	1	音楽725	中学音楽 1 音楽のおくりもの
		2	国語831	国語 2			2・3	音楽825	中学音楽 2・3上 音楽のおくりもの
		3	国語931	国語 3			音楽826	中学音楽 2・3下 音楽のおくりもの	
書写	38 光村	1-3	書写735	中学書写 一・二・三年	器楽	17 教出	1-3	器楽773	中学器楽 音楽のおくりもの
地理	2 東書	1・2	地理725	新編 新しい社会 地理	美術	38 光村	1	美術727	美術 1
歴史	2 東書	1-3	歴史729	新編 新しい社会 歴史			2・3	美術827	美術 2・3
公民	2 東書	3	公民929	新編 新しい社会 公民	保健体育	224 学研	1-3	保体728	新・中学保健体育
地図	46 帝國	1-3	地図724	中学校社会科地図	技術	2 東書	1-3	技術724	新編 新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology
数学	116 日本文	1	数学735	中学数学 1	家庭	2 東書	1-3	家庭724	新編 新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して
		2	数学835	中学数学 2	英語	15 三省堂	1	英語730	NEW CROWN ENGLISH SERIES New Edition 1
		3	数学935	中学数学 3			2	英語830	NEW CROWN ENGLISH SERIES New Edition 2
理科	2 東書	1	理科727	新編 新しい科学 1年			3	英語930	NEW CROWN ENGLISH SERIES New Edition 3
		2	理科827	新編 新しい科学 2年					
		3	理科927	新編 新しい科学 3年					

議案第 29 号

大和市個人情報保護条例に規定する意見聴取について（諮問）

学校健診情報のデータベース化事業の円滑な実施に向け、大和市個人情報保護条例第 13 条の規定による大和市個人情報保護審査会への諮問について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 6 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成29年 6月 日

大和市個人情報保護審査会
会長 久保博道 殿

大和市教育委員会
教育長 柿本隆夫

大和市個人情報保護条例第13条に定める目的外の提供及び
本人通知の省略について（諮問）

このことについて、大和市個人情報保護条例第13条第2項第5号及び同
条第3項の規定に基づき、別添諮問事案について意見を求めます。

担当課：教育委員会
教育部 保健給食課

大和市個人情報保護条例第13条第2項第5号の規定による目的外の提供及び
同条第3項の規定による本人通知の省略に関する諮問事案

		区 分	個 別
事務担当課	教育委員会 教育部 保健給食課		
事務の名称	学校健診情報のデータベース化事業 (学校健診情報の提供)		
事務の根拠法令等	なし		
事務の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・学校健診情報をデータベース化した上で解析し、その結果について利活用を図るもの。 ・解析により導き出された個々の健診結果に係る傾向などの情報を生徒へレポートとして還元することで、健康増進や将来にわたる生活習慣病の予防などに寄与することを目的とする。 ・解析により導き出された学校ごとの集計情報を市が有効に活用することで、学校における健康に関する教育や教育委員会の保健事業、学校給食事業の充実に資することを目的とする。 ・学校健診情報を提供することで、各学術機関等が行う予防医学や健康政策に協力するもの。 		
対象となる個人の類型	大和市立小中学校に在籍する児童生徒 ※平成29年度はパイロット校1校を対象に当該校の中学3年生		
目的外に利用又は提供する個人情報の項目名	氏名、性別、生年月日、学校の名称、学年、身長、体重、視力、眼の疾病及び異常、聴力、耳鼻咽喉頭疾患、栄養状態、脊柱・胸郭・四肢、皮膚疾患、心臓（臨床医学検査：心電図等、疾病及び異常）、結核（疾病及び異常、指導区分）、尿（蛋白、糖、潜血）、歯列・咬合、顎関節、歯垢の状態、歯肉の状態、歯式、歯の状態、その他の児童生徒健康診断票に記載された個人情報（別紙のとおり）		
利用又は提供の相手方	<p>【提供元】 大和市立小中学校</p> <p>【提供の相手先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 健康・医療・教育情報評価推進機構（HCEI） ・株式会社 学校健診情報センター（SHR） ・国立大学法人京都大学その他の学術機関等（利用目的を学術研究のみに限定した上で市が許可した場合に限る） 		
理由（利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等）	<p>児童生徒健康診断票は学校で保管しているものであり、学校から提供することが不可欠である。また、健診情報の解析はHCEI等にて詳細に行われるものであり、市が独自に行うことが出来ない作業であることから、健診情報をHCEI等に提供することが有用である。</p>		
条例第13条第3項の規定による本人通知	<p><input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない</p> <p>しない理由</p> <p>（ 本事業は毎年度実施前に、学校を通して対象となる保護者宛に事業実施の案内をし、周知を図る。なお、事業の対象としてデータベース化されることについて拒否をされた児童生徒については、実施対象に含めない。 ）</p>		

小学生

中学生

区分 \ 学年	1	2	3	4	5	6	1	2	3
学級									
番号									

児童生徒健康診断票(一般)

小・中学校用

氏名		性別		男	女	生年月日		年	月	日
学校の名称										
学 年		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
年 度										
身 長 (cm)	
体 重 (kg)	
視力	右	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	左	()	()	()	()	()	()	()	()	()
眼の疾病及び異常										
聴力	右				※		※		※	
	左				※		※		※	
耳鼻咽喉頭疾患										
栄 養 状 態										
脊 柱 ・ 胸 部 ・ 四 肢										
皮 膚 疾 患										
心臓	臨床医学的検査 (心電図等)		※	※	※	※	※		※	※
	疾病及び異常									
結核	疾病及び異常									
	指導区分									
尿	第一次	蛋白	- +	- +	- +	- +	- +	- +	- +	- +
		糖	- +	- +	- +	- +	- +	- +	- +	- +
		潜血	- +	- +	- +	- +	- +	- +	- +	- +
	第二次	異常なし 要精検	異常なし 要精検	異常なし 要精検	異常なし 要精検	異常なし 要精検	異常なし 要精検	異常なし 要精検	異常なし 要精検	異常なし 要精検
その他の疾病及び異常										
学校医	所 見									
	月 日
事 後 措 置										
備 考										

児童生徒健康診断票 (歯・口腔) 小・中学校用

氏名				性別	男	女	生年月日			年	月	日																				
学 年	年 度	歯 列 ・ 咬 合 類	歯 垢 の 状 態	歯 肉 の 状 態	歯 式																歯の状態						その他の 常 疾病 及び 異 見	学校 所 見	歯 科 医 生 月 日	事後 措 置 日		
					○現在歯 (例 A \ 6) ○う歯 未処置歯 C 処置歯 O ○喪失歯(永久歯) Δ ○要注意乳歯 X ○要観察歯 CO																乳歯		永久歯									
年	度	類	態	態	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	現 在 歯 数	未 処 置 歯 数	処 置 歯 数	現 在 歯 数	未 処 置 歯 数	処 置 歯 数	喪 失 歯 数	見	日	日		
小	1	0	0	0	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8												
		1	1	1	上 右				E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	左													
		2	2	2	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8												
小	2	0	0	0	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8												
		1	1	1	上 右				E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	左													
		2	2	2	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8												
小	3	0	0	0	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8												
		1	1	1	上 右				E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	左													
		2	2	2	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8												
小	4	0	0	0	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8												
		1	1	1	上 右				E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	左													
		2	2	2	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8												
小	5	0	0	0	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8												
		1	1	1	上 右				E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	左													
		2	2	2	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8												
小	6	0	0	0	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8												
		1	1	1	上 右				E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	左													
		2	2	2	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8												
中	1	0	0	0	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8												
		1	1	1	上 右				E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	左													
		2	2	2	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8												
中	2	0	0	0	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8												
		1	1	1	上 右				E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	左													
		2	2	2	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8												
中	3	0	0	0	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8												
		1	1	1	上 右				E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	左													
		2	2	2	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8												

議案第 30 号

大和市個人情報保護条例に規定する意見聴取について（諮問）

学校健診情報のデータベース化事業の円滑な実施に向け、大和市個人情報保護条例第 8 条の規定による大和市個人情報保護審査会への諮問について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 6 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成29年 6月 日

大和市個人情報保護審査会
会長 久保博道 殿

大和市教育委員会
教育長 柿本隆夫

大和市個人情報保護条例第8条に定める本人以外からの収集及び
本人通知の省略について（諮問）

このことについて、大和市個人情報保護条例第8条第3項第5号及び同条
第5項の規定に基づき、別添諮問事案について意見を求めます。

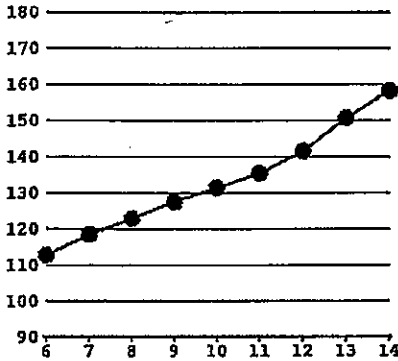
担当課：教育委員会
教育部 保健給食課

大和市個人情報保護条例第8条第3項第5号の規定による本人以外からの収集及び
同条第5項の規定による本人通知の省略に関する諮問事案

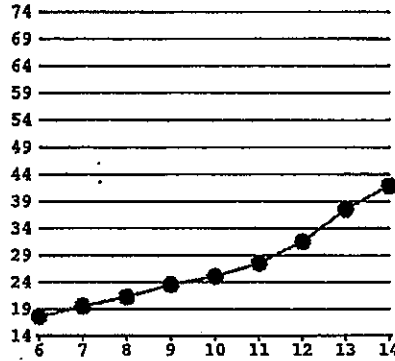
		区 分	個 別
事務担当課	教育委員会 教育部 保健給食課		
事務の名称	学校健診情報のデータベース化事業 (「健康診断シート」の収集)		
事務の根拠法令等	なし		
事務の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・学校健診情報をデータベース化した上で解析し、その結果について利活用を図るもの。 ・解析により導き出された個々の健診結果に係る傾向などの情報を生徒へレポートとして還元することで、健康増進や将来にわたる生活習慣病の予防などに寄与することを目的とする。 ・解析により導き出された学校ごとの集計情報を市が有効に活用することで、学校における健康に関する教育や教育委員会の保健事業、学校給食事業の充実に資することを目的とする。 ・学校健診情報を提供することで、各学術機関等が行う予防医学や健康政策に協力するもの。 		
対象となる個人の類型	大和市立小中学校に在籍する児童生徒 ※平成29年度はパイロット校1校を対象に当該校の中学3年生		
本人以外から収集する個人情報の項目名	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断シートに記載された個人情報のうち児童生徒健康診断票に記載されている個人情報を除いたもの (BMI、その他注意事項等) (別紙のとおり) 		
本人以外から収集する場合の収集先	一般社団法人 健康・医療・教育情報評価推進機構 (HCEI) 株式会社 学校健診情報センター (SHR)		
理由 (本人以外から収集する必要性等)	<p>事業の目的を達成するためには、児童生徒へ還元する解析結果のレポートをHCEI及びSHRから入手する必要がある、学校側が一旦収集し、個人情報の内容が間違いなく当該児童生徒のものであるかどうか、確認する必要があるため。</p>		
条例第8条第5項の規定による本人通知	<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない しない理由 (本事業は毎年度実施前に、学校を通して対象となる保護者宛に事業実施の案内をし、周知を図る。なお、事業の対象としてデータベース化されることについて拒否をされた児童生徒については、実施対象に含めない。)		

成長の記録

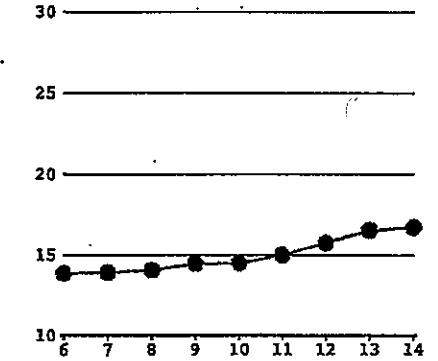
身長 [cm]



体重 [kg]

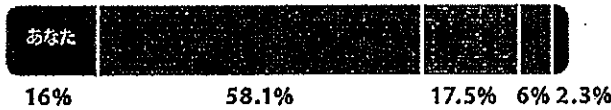


BMI



地域内での分布

BMI



(18未満 18-22 22-25 25-30 30以上)
 (低体重 標準 肥満(1度) 肥満(2度) 高度肥満)

虫歯の本数



(0本 1本 2本 3本 4本以上)

$$\frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2} = \text{BMI}$$

$$\frac{41.8}{1.58^2} = 16.7$$

BMI(Body Mass Index)とは身長と体重から算出される、肥満の状態を評価する指標です。体重(kg)を身長(m)の2乗で割ることで簡単に計算できます。

BMIが25未満であることが将来の健康の維持や生活習慣病の予防になりますので、自分でも計算できるようにしておきましょう。

※ あなた はあなたの位置を表します

あなたの健康状態



身長 (cm)
158.2



体重 (kg)
41.8



BMI (kg/m ²)
16.7



裸眼左/右 (矯正左/右)
C/C



未知歯 (永久歯/乳歯)
4/0



知歯済 (永久歯/乳歯)
0/0

その他注意事項

少しやせ気味かもしれません。適度な運動を行ったり、食事をしっかりととりましょう。歯垢の付着が多く見られました。歯磨きは念入りに行いましょう。虫歯は治療済みですか？症状があれば再度歯科医に相談しましょう。

COLUMN

みなさんがよく耳にする口の中の大きな病気はむし歯と歯周病だと思います。歯の表面について食べかすを顕微鏡で見ると、大量の細菌が見えます。この細菌の塊を歯垢と呼びます。むし歯は歯垢中の細菌によって作られた酸によって、歯の表面のエナメル質を溶かしてしまう病気です。歯周病もむし歯と同じで、特殊な細菌によって引き起こされています。歯周病は、歯の周りにたまった歯垢から歯肉に炎症を起こし、歯肉が腫れて歯を支える骨の破壊が起こる病気です。ですから、虫歯や歯周病の予防には歯の表面や歯と歯肉の周りについて歯垢を毎日、正しい歯磨きで取り除くことが重要です。歯磨きの時間は180秒以上が一般的とされています。可能であれば毎食後、歯磨きをすることが理想です。どうしてもできない場合でも最低1日1回、特に寝る前は必ず歯磨きを行うようにしましょう。歯磨きは通常、歯ブラシを使って行いますが、歯磨き補助用具として、歯ブラシでは届きにくい歯と歯の間を磨くときに使われるのが歯間ブラシやデンタルフロスです。正しい使用法でないとう歯肉を傷つけたり、歯肉の炎症を起こしたりする原因になります。使用にあたっては歯科医師または歯科衛生士の指導を受けましょう。

議案第 31 号

大和市指定重要有形民俗文化財の指定について（諮問）

大和市指定重要有形文化財の指定にかかわる大和市文化財保護審議会への諮問
について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 6 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成 年 月 日

大和市文化財保護審議会会長 殿

大和市教育委員会

大和市指定重要有形民俗文化財の指定について（諮問）

次の物件を大和市指定重要有形民俗文化財に指定することの適否について、大和市文化財保護条例第4条の規定に基づき意見を求めます。

〔名称〕 まわりじぞう ころぢゅうどうぐ
廻り地蔵及び講中道具
〔区分〕 大和市指定重要有形民俗文化財
〔数量〕 1式

※詳細は別紙のとおり

議案第 32 号

平成 29 年度大和市奨学生の選考について（諮問）

平成 29 年度大和市奨学生の選考にかかわる大和市奨学生選考審査会への諮問
について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 6 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成29年 月 日

大和市奨学生選考審査会会長 殿

大和市教育委員会
教育長 柿本 隆夫

平成29年度大和市奨学生の選考について（諮問）

このことについて、大和市奨学金給付規則に基づき、別添の申請者名簿から50名以内の奨学生を選出していただきたく諮問いたします。

なお、選考結果は平成29年7月18日までに答申していただくよう、重ねてお願いいたします。